

○ 岩槻南部新和西部地区\_当日出された質問及び回答

No.	カテゴリ	Q	A
1	町名変更	アンケート結果のように「美園東1～3丁目」とすると、現行の自治会エリアとだいぶ異なってしまいます。 それは、アンケートの聞き方が「町名及び町界」とセットとしているからであり、「町界」については聞いていないようなものである。 せめて、「新和」や「釣上・尾ヶ崎」の案のような町界とできなかったのか。 そうすると、新しく誰かが引っ越してきた場合、どの自治会に入ればよいのか、ごみ置き場をどうすればよいのか、引っ越してきた方も元からの住民も困惑してしまう。 このことについて、市としてどう考えるのか。	「新和」・「美園東」といった町名案とした場合、町の規模や地形等を鑑みますと、自治会エリア(旧大字界とほぼ同じ)を踏まえた町界の設定は難しいと判断し、このような案とさせていただきます。 町界については、新しく作られた道路や水路等により設定するものです。区画整理により地形が従前から大きく変わっている以上、町界と現在の自治会エリアとを一致させることはできません。 この点については、どうかご理解いただきますよう、お願い申し上げます。
2	町名変更	No.1でも出されたように、新しい町界と自治会エリアとが異なることにより、今後どうなっていくのか、住民としては不安を抱えている。 今後、そういった不安をなくすため、市として引き続き指導・支援をお願いしたい。	承知いたしました。
3	町名変更	アンケートの結果を重視し、このまま進めていただきたい。	今回のアンケート結果を踏まえ、市議会へ議案を提出してまいりたいと考えております。
4	町名変更	「平成29年中」ということであるが、何月というのかわからないのか。	区画整理は「事業計画」により事業を実施しておりますが、現行の事業計画では、事業期間が「平成28年度」までとされております。 ただ、工事の進捗等により、期間が延伸となる可能性もございますので、今のところ「平成29年中」といった表記とさせていただきます。
5	町名変更	今回、これで決定ではないとのことであるが、市議会へ提出とあれば、ほぼ決定ということか。	市議会へ提出する「案」としましては、これで決定とさせていただきますと考えております。
6	町名変更	区画整理地区外(北側)に大字尾ヶ崎新田の世帯が複数あるが、これらについては、町名変更の対象外なのか。	当地区における町名変更は、区画整理施行地区のみが対象であり、区画整理地区外につきましては対象外となっております。
7	町名変更	町名・町界が変更となると、自治会エリアも変更しなければならないか。	自治会エリアにつきましては、町名・町界変更により直ちに変更となるものではありません。
8	手続き等	運転免許証等の住所変更をしないと、どんなことが起こるのか。	住所変更をしないからといって、直ちに罰せられるといったようなことはございませんが、窓口等で身分証明書として提示した場合に不都合が生じる可能性があるかと思っておりますので、期限が決まっていないものにつきましても、できるだけ速やかに手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。
9	手続き等	郵便局や宅配業者等、古い住所のままでもきちんと届けてくれるのか。	郵便局(集配局)へは新旧住所対照表を送付しますので、それに基づき、新しい住所へ転送されるかと考えております。 その他の宅配業者等につきましては、対照表を送付するかどうかは、今のところ決まっておりませんが、住所変更後に遅配・誤配がないよう、配慮してまいります。

No.	カテゴリ	Q	A
10	手続き等	町名変更証明書はいずれ必要になるのだから、事前に郵送してもらえないか。	個人情報が載っているものではございませんので、もし送付するとしましたら、書留ではなく普通郵便(住所変更通知や「住所変更の手引き」等に同封)が考えられます。町名変更証明書の事前郵送につきましては、今後検討させていただきます。